

テーマ別セミナー
～寄附税制の基本の「き」～

平成29年12月7日
公益認定等委員会事務局
係長 風早 勇作

公益法人における寄附金の受入状況

- ・ 寄附金収入がある法人は、全法人の約半分。社団・財団別にみると、社団は約4割、財団は約6割。
- ・ 寄附金収入がある法人のうち、寄附金額の中央値は、社団が約100万円、財団が約500万円。

図1 寄附金収入額規模別の公益法人の割合

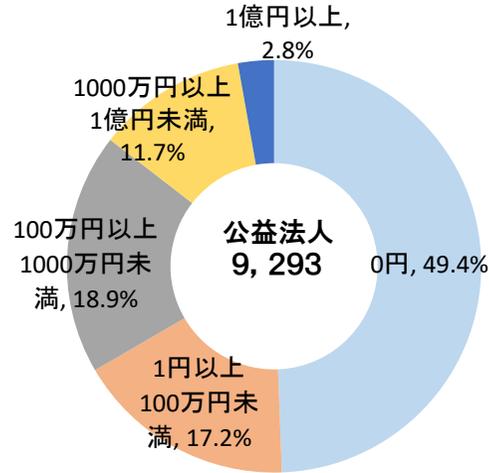


図2 寄附金収入額規模別の公益法人の割合(社団)

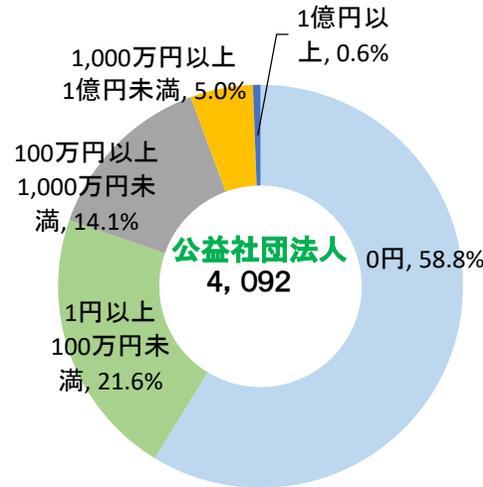
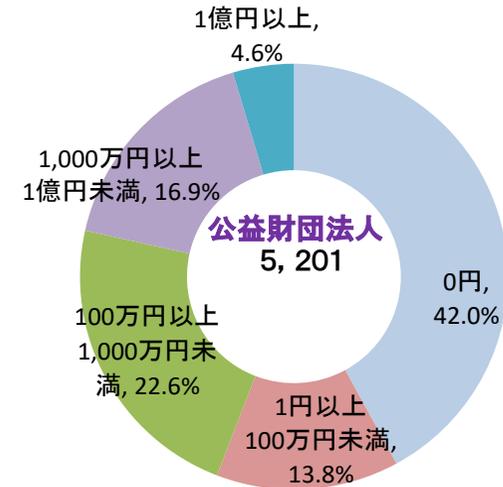


図3 寄附金収入額規模別の公益法人の割合(財団)



寄附金収入額規模別の公益法人数(社団・財団別)

	法人種別	法人数	寄附金額計 (百万円)	寄附金あり 法人数	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	寄附金額別				
							0円	1円以上 1百万円未満	1百万円以上 1千万円未満	1千万円以上 1億円未満	1億円以上
内閣府	社団	787	14,647	565	26	3	222	167	255	121	22
	財団	1,579	144,284	1,156	125	15	423	129	345	497	185
	計	2,366	158,931	1,721	92	8	645	296	600	618	207
都道府県	社団	3,333	3,934	1,133	3	0.5	2,200	721	327	84	1
	財団	3,672	47,043	1,890	25	2	1,782	594	844	393	59
	計	7,005	50,978	3,023	17	1	3,982	1,315	1,171	477	60
合計	社団	4,120 (100.0%)	18,581	1,698	11	1	2,422 (58.8%)	888 (21.6%)	582 (14.1%)	205 (5.0%)	23 (0.6%)
	財団	5,251 (100.0%)	191,328	3,046	63	5	2,205 (42.0%)	723 (13.8%)	1,189 (22.6%)	890 (16.9%)	244 (4.6%)
	計	9,371 (100.0%)	209,909	4,744	44	3	4,627 (49.4%)	1,611 (17.2%)	1,771 (18.9%)	1,095 (11.7%)	267 (2.8%)
前年合計		9,293 (100.0%)	221,381	4,648	48	3	4,645 (50.0%)	1,588 (17.1%)	1,738 (18.7%)	1,058 (11.4%)	264 (2.8%)

(注) 過去1年間に提出された事業報告等(平成28年12月1日時点の確認データ)による。

寄附税制の全体像(本日のセミナー一分)

寄附者への優遇措置

個人からの寄附

○所得税の控除

⇒①所得控除 (p. 3~4)

⇒②税額控除 (p. 3~6、「申請の手引き」、「申請等に係るQ&A」)

③個人住民税の控除 (p. 7)

④相続税の非課税特例 (p. 8)

⑤みなし譲渡所得税の非課税特例 (p. 8~9、「公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について」、「公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例の「承認特例」の対象が拡充されました!」)

法人からの寄附

⑥法人税(損金算入)

(p. 10)

公益法人への優遇措置

⑦消費税に関する特例 (「特定収入に該当しない寄附金に関する確認~申請の手引き~」)

所得税の優遇措置

① 所得控除

【対象】

全ての公益社団・財団法人への寄附が対象（※公益社団・財団法人は特定公益増進法人）

【控除計算】

控除額

{ 所得金額 - (寄附額 - 2,000円) } × 所得税率 = 税額

(注1) 寄附額については、総所得金額等の40%相当額が限度

(注2) 所得税率は、所得金額等によって異なる

② 税額控除

【対象】

一定の要件（PST要件）を満たしていることの証明を受けた公益社団・財団法人（税額控除対象法人）への寄附が対象

【控除計算】

控除額

所得金額 × 所得税率 - (寄附額 - 2,000円) × 40% = 税額

(注1) 寄附額については、総所得金額等の40%相当額が限度

(注2) 税額控除額は所得税額の25%が限度

- ・ 所得控除又は税額控除のいずれの控除を受ける場合にも、**寄附者による確定申告が必要**（寄附を行った年の所得税から控除）
- ・ 確定申告の際には、公益法人が発行する**寄附受領書等**が必要（加えて、税額控除には**税額控除証明の写し**も必要）
- ・ 税額控除対象法人に寄附をした場合、寄附者が所得控除又は税額控除のどちらを適用するか選択できる

所得税の優遇措置(控除計算の具体例)

① 所得控除

【控除計算】

控除額

$$\{ \text{所得金額} - \text{寄附額} - 2,000\text{円} \} \times \text{所得税率} = \text{税額}$$

(注1) 寄附額については、総所得金額等の40%相当額が限度

(注2) 所得税率は、所得金額等によって異なる

② 税額控除

【控除計算】

控除額

$$\text{所得金額} \times \text{所得税率} - \text{寄附額} - 2,000\text{円} \times 40\% = \text{税額}$$

(注1) 寄附額については、総所得金額等の40%相当額が限度

(注2) 税額控除額は所得税額の25%が限度

所得税の速算表 (平成27年分以降)

課税される所得金額	税率
195万円以下	5%
195万円を超え 330万円以下	10%
330万円を超え 695万円以下	20%
695万円を超え 900万円以下	23%
900万円を超え 1,800万円以下	33%
1,800万円を超え4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%

(H28. 4. 1 現在法令等。国税庁HPより)

(例1) 年収500万円の者が1万円を寄附した場合

所得控除による控除額： $(1\text{万円} - 2,000\text{円}) \times 20\% = \underline{1,600\text{円}}$

税額控除による控除額： $(1\text{万円} - 2,000\text{円}) \times 40\% = \underline{3,200\text{円}}$

(例2) 年収500万円の者が2万円を寄附した場合

所得控除による控除額： $(2\text{万円} - 2,000\text{円}) \times 20\% = \underline{3,600\text{円}}$

税額控除による控除額： $(2\text{万円} - 2,000\text{円}) \times 40\% = \underline{7,200\text{円}}$

(例3) 年収5,000万円の者が1万円を寄附した場合

所得控除による控除額： $(1\text{万円} - 2,000\text{円}) \times 45\% = \underline{3,600\text{円}}$

税額控除による控除額： $(1\text{万円} - 2,000\text{円}) \times 40\% = \underline{3,200\text{円}}$



- ・寄附金額が大きいほど、控除額は大きくなる(上限あり)
- ・所得金額に応じて、有利な控除が異なる(低所得者ほど税額控除の方が有利)

PST要件とは

- ・PST要件(パブリック・サポート・テスト)は、公益法人が幅広い人々から支持を受けていることを示す指標。
- ・公益法人が、実績判定期間(通常は直近5年間)に受けた寄附実績において、以下の要件1又は要件2のいずれかを満たすことが必要。

要件1(絶対値要件)

- ・3,000円以上の寄附者が、年平均100人以上
- ・ただし、公益目的事業費用が1億円に満たない事業年度がある場合には、その事業年度の寄附者数は(ア)により計算した判定基準寄附者数を用いて上記の要件を判断し、かつ(イ)の要件を満たすこと

$$(ア) \text{ 判定基準寄附者数} = \frac{\text{実際の寄附者数} \times 1 \text{ 億}}{\text{公益目的事業費用の額の合計額}}$$

(1,000万円未満の場合には、1,000万円)

(イ) 寄附金総額が年平均30万円以上

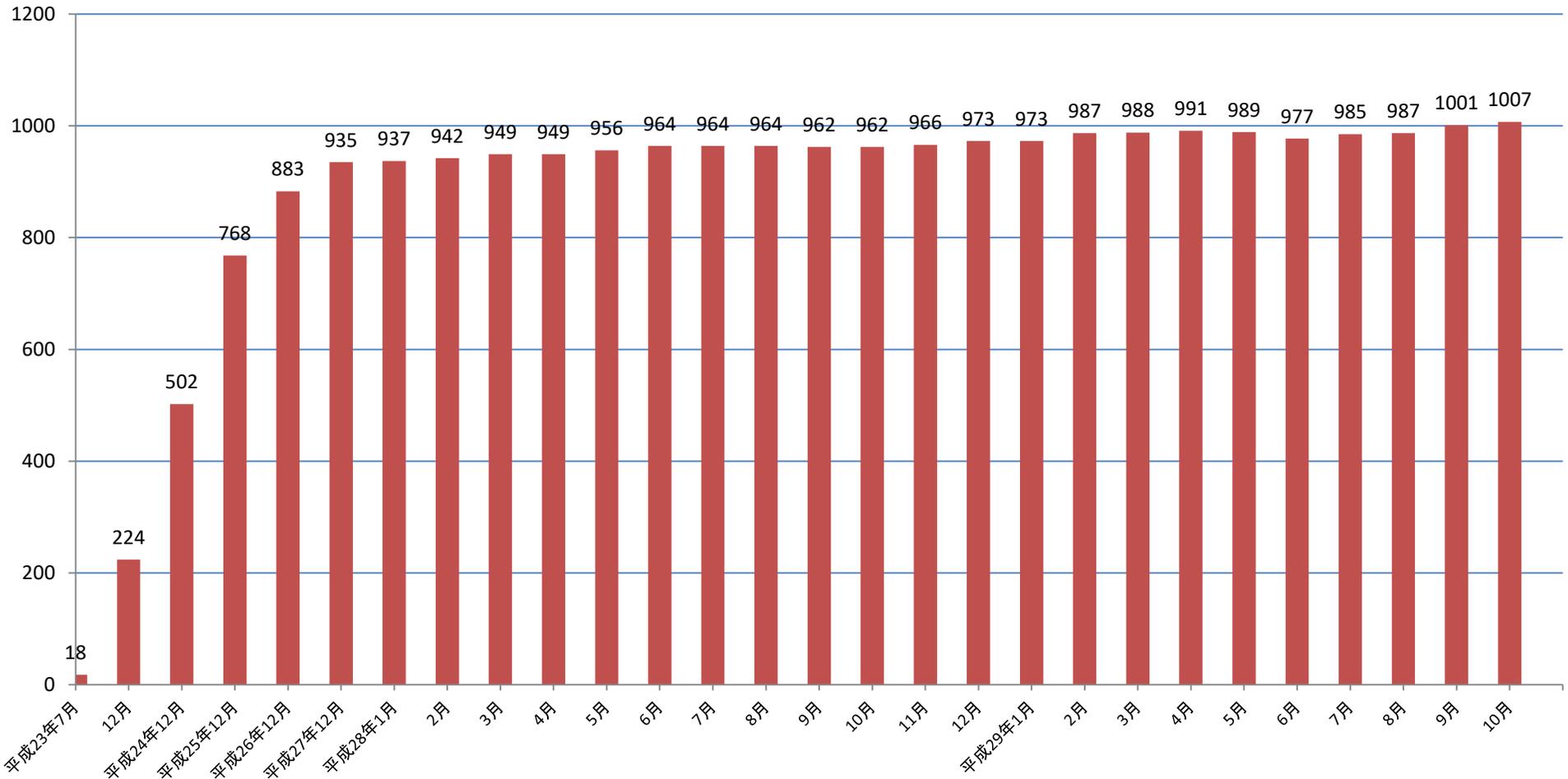
要件2(相対値要件)

- ・法人の経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が、1/5以上
(1者当たりの基準限度超過額等の調整規定あり)

※いずれの要件を満たす場合にも、申請に当たっては、寄附金受入明細書等が必要。
普段から、寄附金を受け入れた際には、受入年月日、寄附者の氏名・住所、寄附金額等を記録しておくことが大切(税額控除証明の取得後は作成の義務がある)。

税額控除の証明を受けた公益法人数の推移

税額控除の証明を受けた公益法人数は、平成29年10月末時点で1,007法人となっている。



※税額控除証明の有効期間は、発行日から5年間。

既に証明を受けている場合で、有効期間後も引き続き証明を受けたい場合には、有効期間を経過する前に余裕を持って新たな申請を行うことが必要。

③ 個人住民税の税額控除

【対象】

都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金（公益法人に対する寄附金等）

【控除計算】

以下の金額が、寄附を行った翌年度の個人住民税の額から控除される。

- ・ 都道府県が条例指定・・・（寄附金額—2,000円）×4%
- ・ 市区町村が条例指定・・・（寄附金額—2,000円）×6%
- 重複指定であれば、（寄附金額—2,000円）×10%

※寄附金額については、総所得金額等の30%相当額が限度

※政令指定都市在住の方の場合は、都道府県2%・市区町村8%（重複指定であれば10%）となる。

- ・ 寄附者による確定申告が必要（個人住民税の寄附金控除だけを受ける場合には、住所地の市区町村に申告を行ってもよいが、この場合には所得税の控除が受けられない。）
- ・ 確定申告の際には、公益法人が発行する寄附受領書等が必要

相続税・みなし譲渡所得税の非課税特例

④ 相続税の非課税特例

個人が、相続財産を公益法人に寄附した場合、非課税となる。

(注) ただし、寄附を受けた法人が、寄附から2年を経過した日までに非課税措置対象法人でなくなった場合、また、当該財産を同日においてなおその公益を目的とする事業の用に供していない場合には、相続人に課税される。

⑤ みなし譲渡所得税等の非課税特例

個人が、土地・建物などの資産を法人に寄附した場合には、これらの資産は寄附時の時価で譲渡があったものとみなされ、これらの資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して所得税が課税される。加えて、復興特別所得税も課税される。

しかし、個人が財産を公益法人に寄附した場合、その寄附が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、非課税となる。

(注1) 承認を受けた場合であっても、寄附を受けた公益法人が、寄附から2年を経過した日までに寄附財産を公益目的事業の用に直接供さなかったときは、承認は取り消され、個人に課税される。

(注2) 公益法人が寄附財産を公益目的事業の用に供しなくなった場合には、承認は取り消され、公益法人に課税される。

(注3) 寄附財産が公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とされるなど、一定の要件を満たす場合、1月以内に国税庁長官が不承認の決定がなかったときは、その承認があったものとみなされる（承認特例）。

現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続の簡素化(平成29年度税制改正)

公益法人等に対する現物寄附のうち、国税庁長官の承認を受けた寄附については、みなし譲渡所得税等が免除される特例が措置されているところ。

このうち、**特定の要件を満たす場合には、申請書の提出があった日から1月以内に**国税庁長官の承認をしないこととの決定がなかったときは、**その承認があったものとみなす(承認特例)**。

特例の適用がない場合 = 課税

現物寄附に係るみなし譲渡所得(下図では200万円)に対し、**みなし譲渡所得税等が寄附者に課される。**

特例の適用がある場合 = 非課税

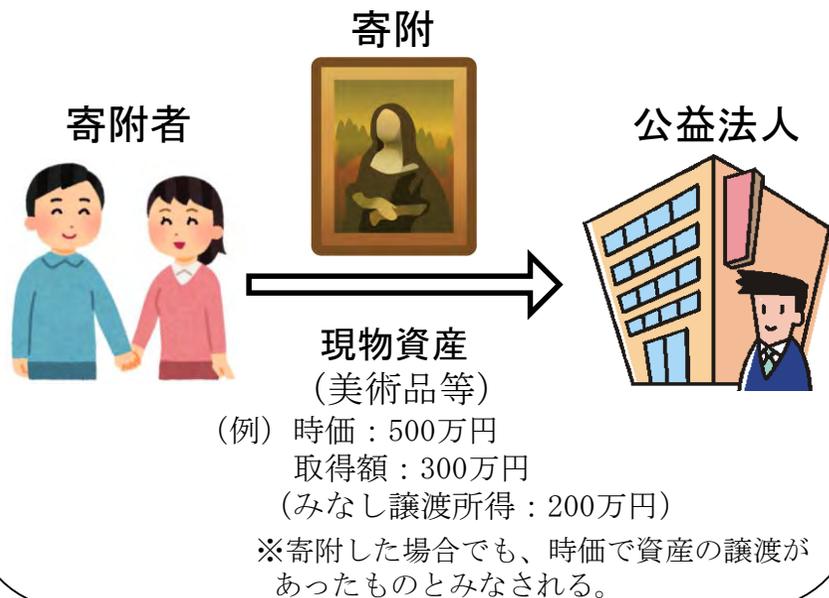
(一般特例)

現物寄附が一定の要件を満たすことにつき、国税庁長官の**承認**がされた場合は**非課税**となる。

【承認要件】

- ・ 寄附が公益の増進に著しく寄与すること
- ・ 寄附財産が寄附があった日から2年以内に公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること
- ・ 寄附により、寄附者等の所得税等を不当に減少させる結果とならないこと

イメージ図



平成29年度税制改正による簡素化

(平成29年4月1日以降の寄附について適用)

(承認特例)

従来の特例が適用される寄附のうち、特定の要件を満たす場合には、**1月以内に**国税庁長官の承認をしないこととの決定がなかったときは、**その承認があったものとみなされ、非課税**となる。

【主要要件】

- ・ 公益法人が寄附財産を不可欠特定財産とすること
- ・ 公益法人の理事、監事、評議員、社員及びその親族等以外の者からの寄附であること
- ・ 寄附財産が、株式、新株予約権、特定受益証券発行信託の受益権、社債的受益権等でないこと

⑥ 法人税(損金算入)

法人が支出する寄附金は、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入される。このとき、公益法人に対する寄附については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられている。

【損金算入限度額の計算】

A：公益法人への寄附金の特別損金算入限度額

$$\Rightarrow (\text{所得金額の}6.25\% + \text{資本金等の額の}0.375\%) \times 1 / 2$$

B：一般寄附金の損金算入限度額

$$\Rightarrow (\text{所得金額の}2.5\% + \text{資本金等の額の}0.25\%) \times 1 / 4$$

➡ 公益法人に対する寄附金は、全体で、A + Bの額が損金算入できる。

(例) 所得金額が1,400万円、資本金等の額が2,000万円の法人の場合

A：公益法人への寄附金の特別損金算入限度額

$$(1,400\text{万円} \times 6.25\% + 2,000\text{万円} \times 0.375\%) \times 1 / 2 = 47.5\text{万円}$$

B：一般寄附金の損金算入限度額

$$(1,400\text{万円} \times 2.5\% + 2,000\text{万円} \times 0.25\%) \times 1 / 4 = 10\text{万円}$$

⇒ 公益法人に対する寄附金は、A + B = 57.5万円が損金算入できる。